

役員給与を合理的に損金経理(費用処理)する方法!!!

池田税務会計事務所  
<http://www.ikedat.com/>

Copyright © 2007 池田税務会計事務所

## 役員給与を合理的に損金経理(費用処理)する方法!!!

(平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用)

同族会社の役員に支給される報酬や賞与は、社長の一存で支給金額が決定されてしまうことから、役員に支給される給与については法人税法で決まり事があります。

役員報酬は、役員に与えられた仕事に対する対価として相当額であると認められる範囲内であれば、定期定額の部分は損金(費用)経理することができました。

一方、役員賞与は役員が頑張って会社に利益をもたらし儲けさせたことによる報酬として、利益を財源として利益処分により支給されるものと考えていたため費用性が認められていませんでした。

このように役員賞与は利益処分によって支給することとしていたため損金経理(費用処理)ができなくて、結果 法人税が課せられていました。

そこで、役員賞与を貰いたい役員さんたちは、役員賞与を均等に割り振り役員報酬にオンして支払う、というようなことが行われていました。

社長さんも人間です。

社員に賞与を払うときに社長も賞与が欲しいものなんです。

新会社法の下では、それができるようになりました。

新会社法では、「利益処分案(損失処理案)」が廃止されたため決算の確定手続とは無関係に役員賞与に関する処理を行うことができるようになりました。

したがって、役員賞与は、役員の報酬規定のなかに含むこととされたため株主総会で利益処分として支給決議をとる必要がなくなりました。

そこで、法人税法も役員報酬と役員賞与を区分する必要がなくなったため、「役員の給与等」として一括して処理することになりました。

役員報酬は、過大に支払った報酬とか不正に取得した分などは除いて費用とされることは従来と変わりませんが、役員賞与も一定の要件を満たせば費用処理ができることとなりました。

役員報酬に役員賞与を均等に割り振るとしても過大報酬の問題もあり、どのくらい支払うことができるかという難しい問題点もありました。

しかし、役員賞与が損金経理(費用処理)できるようになったため、うまく利用して節税対策を図ることができるようになりました。

気を付けなければならないのは、役員賞与の支給額と支給時期を所轄の税務署へあらかじめ届け出なければならいため、届出時期に注意する必要があるということです。

この手続を間違えますと費用にならない場合がありますので、十分注意する必要があります。

役員に対して支給する給与(役員報酬、役員賞与)について費用として認められるものの範囲は、次に掲げる定期同額給与(役員報酬)と事前確定届出給与(役員賞与)の2通りになりますが、**役員の給与がその支給時期、支給額が予め職務執行前に定められていたか否かが、損金処理ができるかできないかの判断のポイント**となります。

## I. 定期同額給与(役員給与)

役員給与の支給の方法として、次の9つの方法が上げられます。

- (1). 役員給与の支給時期が**1ヶ月以下の一定期間ごと**であり、かつ、その事業年度内の各支給時期における**支給額が同額**である給与であること。

この例示のように、毎月50万円を毎月末までに支払っていればOKと言うこととなります。

4月											3月
50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
万											
円											

→ 定期同額給与 ←

※ 非常勤取締役に対する3ヶ月に1度、半年に1回は、定期同額給与に当たらず

ないこととなります。

今後は、Ⅱ. の事前確定届出給与の方法で支給することになります。

(2). 役員給与の定期給与の額が**その事業年度開始の日から3月を経過する日までに改訂**がされた場合

- ※(イ) 改訂前の各支給時期の支給額が**同額**であること
- (ロ) 改定**以後**の各支給時期の支給額が**同額**であること
- (ハ) 7月以降、将来に向かったものが定期同額と考える

4月		7月									3月
(イ)改訂前が 定期同額給与			(ロ)改定以後が定期同額給与								
50		70									
万		万									
円		円									



3ヶ月を経過する日(6月30日)までに改定

(3). 役員給与を**期首に遡って増額改定**した場合

役員給与を期首に遡って支給した場合（例えば、5月に株主総会が行われ4月まで遡って6月に増額分を支給すること）は、**定期同額給与に当たらないため、遡及して支払った増額分40万円(20万円×2ヶ月)は損金不算入**となります。

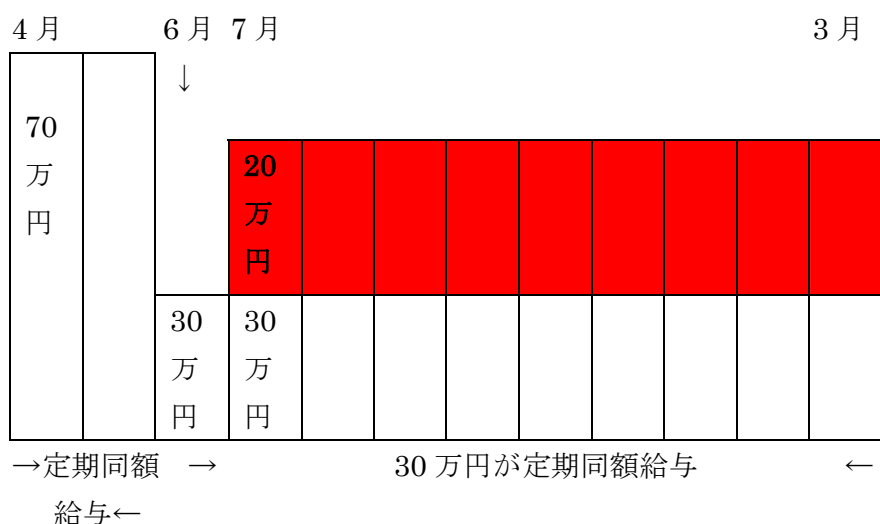
4月		6月									3月
		40									
		万									
		円									
20		70									
万		万									
円		円									
→定期同額		→	定期同額給与						←		
給与←											

支給したい遡及増額分40万円を損金経理（費用処理）するためには定時株主総

会で給与の増額改定を行う際、増額分は職務執行期間を通して按分（40万円÷12ヶ月）する方法で定めることなどが必要となります。

**(4). 役員給与を期首に遡って減額改定する場合**

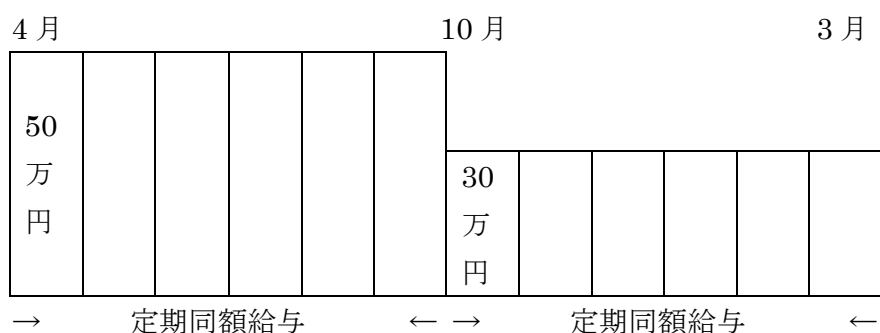
役員給与を期首に遡って減額した場合、遡及減額分の額40万円(20万円×2ヶ月)を株主総会の翌月6月に一括減額して支払い、減額後の翌月7月から支給したい額50万円を支払った場合、支給したい50万円と本来の定期同額給与額30万円との差額20万円は損金不算入(費用処理が出来ない)となります。



定時株主総会で給与の減額改定を行う場合、遡及減額分は職務執行期間を通じて按分(40万円÷12ヶ月)し、毎月の金額から減額する方法などをとる必要があります。

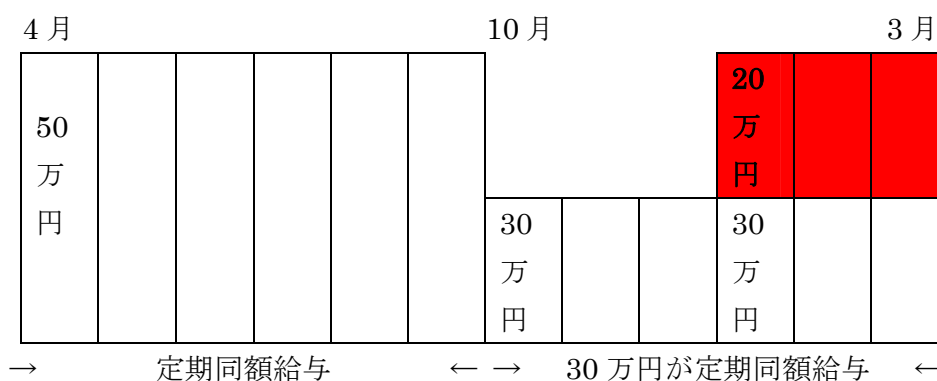
**(5). 役員給与の給与の額について経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由によって改定がされた場合**

この例示は、著しく経営状況が悪化し資金繰りの都合がつかず、やむを得ず給与の額20万円を減額した場合は、定期同額給よとして損金経理が認められます。



(6). 役員給与を事業年度の途中で**一時的に減額し**、その事業年度中に**再度従来の支給額に戻した**場合

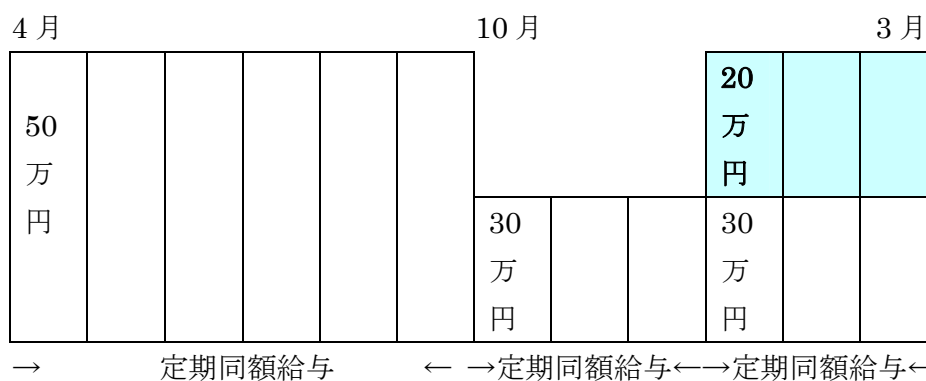
この例示は、経営状況が悪化したため給与を減額したのだが、新規取引先が現れたなどの事情によって資金繰りが回復したため、再度元の給与に戻した場合。



※1月、2月、3月の3ヶ月間分の「60万円 (20万円×3ヶ月)」部分は、損金不算入(費用処理が出来ない)となります。

(7). 役員給与を事業年度の途中で**一時的に減額し**、その事業年度中に**再度従来の支給額に戻した**場合

この例示は、役員Aが法令違反などの不祥事により行政処分を受けたことから、社会的責任を負う必要があるため、取締役Aの定期報酬を3ヶ月間にわたり一時減額処分とし、3ヶ月経過後に元に戻した場合。



※1月、2月、3月の3ヶ月間分の「60万円 (20万円×3ヶ月)」部分は、損金算入(費用処理出来る)となります。

**(8). 事業年度の途中で臨時株主総会を開催し、定期給与の額を増額改定した場合**

これは、B部門の売上が好調なためB部門の取締役Sの役員給与を臨時株主総会を開いて改定した場合の例示です。

改訂後の各支給時期における支給額が同額(20万円)である場合、従前からの定期同額給与の額30万円に、新たに定期給与の額20万円を上乗せされたものと見なして、定期同額給与の額30万円は損金経理が認められ、その上乗せ支給部分20万円は損金不算入(費用処理が出来ない)となります。

4月									10月			3月		
									20万円					
30万円									30万円					
定期同額給与									定期同額給与					

※1月、2月、3月の3ヶ月間分の「60万円(20万円×3ヶ月)」部分は、損金不算入(費用処理が出来ない)となります。

**(9). 事業年度の途中で臨時株主総会を開催し、定期給与の額を減額改定した場合**

減額改定の理由が「著しい経営状況の悪化」とまで言えない場合、減額改訂後の各支給時期における支給額が同額(30万円)である時は、「本来の定期同額給与の額は減額改訂後の給与額(30万円)で、減額改定前の額(50万円)は、定期同額給与の額30万円に20万円を上乗せ支給していたもの」として捉え、定期同額給与の額30万円を超える金額は、損金不算入(費用処理が出来ない)となります。

4月									10月			3月		
20万円														
30万円									30万円					

→ 30万円が定期同額給与 ←→定期同額給与←

※従って、4月～12月の9ヶ月間分の「180万円(20万円×9ヶ月)」部分は、損金不算入(費用処理が出来ない)となります。

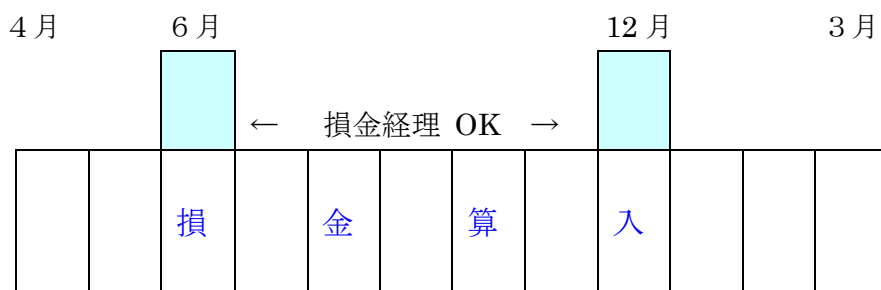
## II. 事前確定届出給与(四半期毎支給給与、役員賞与)

事前確定届出給与とは、

- 一定の定めた時期にこれだけ支給しますという**確定額を支給**する旨の定めに基づいて支給する給与
- 納税地の所轄税務署長に役員賞与の内容に関する届出  
届出期限は、役員給与の定めを決議する株主総会の開催日から**1ヶ月を経過する日までに届出**
- 予め届け出た支給額を**増額したり減額したりした場合、損金の額に算入することはできません。**

### (1). 役員賞与の支給

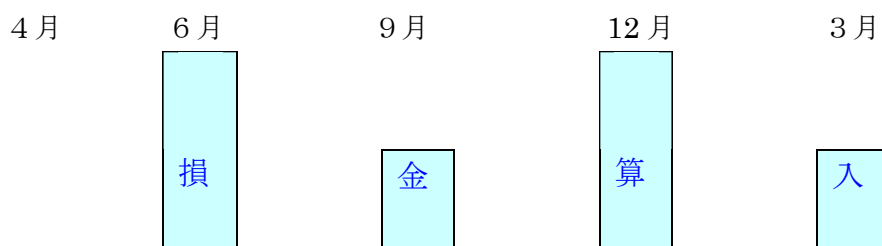
この例示は、役員賞与を6月と12月に誰と誰に幾ら支払いますとして、届出額を支給した場合です。



### (2). 四半期毎支給

この例示は、非常勤取締役などに対する3ヶ月に1度、半年に1回支給する場合で、何月に誰と誰に幾ら支払いますという届出をしている場合です。





※ 賞与を支給するまでの流れとして

- ①. 納税地の所轄税務署長に四半期毎支給・役員賞与の内容に関する届出期限  
届出期限は役員給与の定めを決議する株主総会の日から1ヶ月を経過する日  
までと定められました。

次の順序で処理しなければなりません。

イ. 支給時期と支給額の定め



ロ. 所轄税務署長への届出(届出期限は役員給与の定めを決議する株主総会の日から1ヶ月)



ハ. 支給する旨の定めに基づいて支給

この順序を間違えると損金算入とならないため、十分気をつけなければなりません。

(例示)

(イ) 5月26日の株主総会で支給する旨の定めをする

(ロ) 6月30日(会計期間開始後3ヶ月を経過する日)

(ハ) 6月26日までに所轄税務署長に届出

- ②. 予め届け出た支給額を増額したり減額したりした場合、損金の額に算入することはできません。

(例示)

イ. 増額した場合

100万円支給する旨の届出 → 150万円支給 全額が損金不算入

ロ. 減額した場合

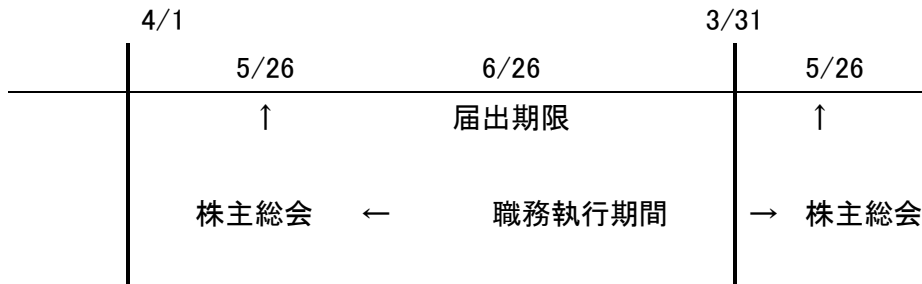
100万円支給する旨の届出 → 80万円支給 全額が損金不算入

ハ. 予め届け出金額

100万円支給する旨の届出 → 100万円支給 全額が損金算入

### ③. 職務執行開始の日とは?

取締役の職務執行開始の日とは、取締役が株主総会の決議によって選任されたときで、その選任された日に就任した場合、その日が取締役としての職務執行開始の日となります。



### (3). 事前確定届出給与の期中変更

事前確定届出給与は、定期同額給与と同様「臨時改定」「業績悪化改定」が認められ、届出後に改定ができます。

「臨時改定」は、改定事由が生じた日から1ヶ月を経過する日までに、役員の新制制上の変更、その役員の新制制を変更する重大な内容を届けなければいけません。「業績悪化改定」は、変更決議の日から1ヶ月を経過する日までに、著しく経営状況が悪化したことなどの理由を届けなければいけません。

参考になりましたか?

役員給与の取扱がずいぶん変わりましたので十分気を付けてください。

池田税務会計事務所は痒いところに手が届く仕事をしています。

安心してご相談ください。

池田税務会計事務所

東京都新宿区新宿 5-4-1

新宿 Q フラットビル 906

電話 03-3225-1640

e-mail: [info@ikeda-t.com](mailto:info@ikeda-t.com)

URL: <http://www.ikeda-t.com>